

To Be a Good Company



東京海上日動

クラスメソッド株式会社メンバーズ会員専用サイバーリスク保険

AWSユーザー向け保険のご紹介

このご紹介は、上記保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。

上記保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。

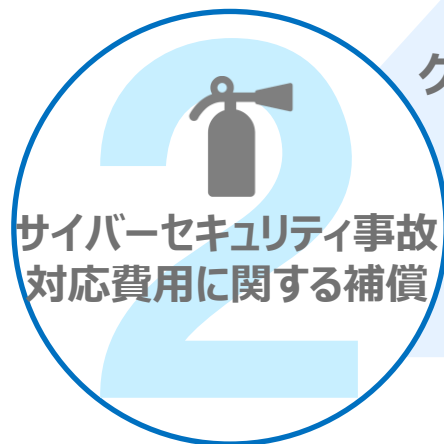
詳細につきましては、保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお問い合わせください。

ご契約に際しては、必ず保険約款および重要事項説明書をご確認ください。

クラスメソッドメンバーズ専用AWSユーザー向け保険 3つの補償



AWSの障害に起因して発生した損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



クラスメソッドメンバーズ専用 AWSユーザー向け保険 3つの補償

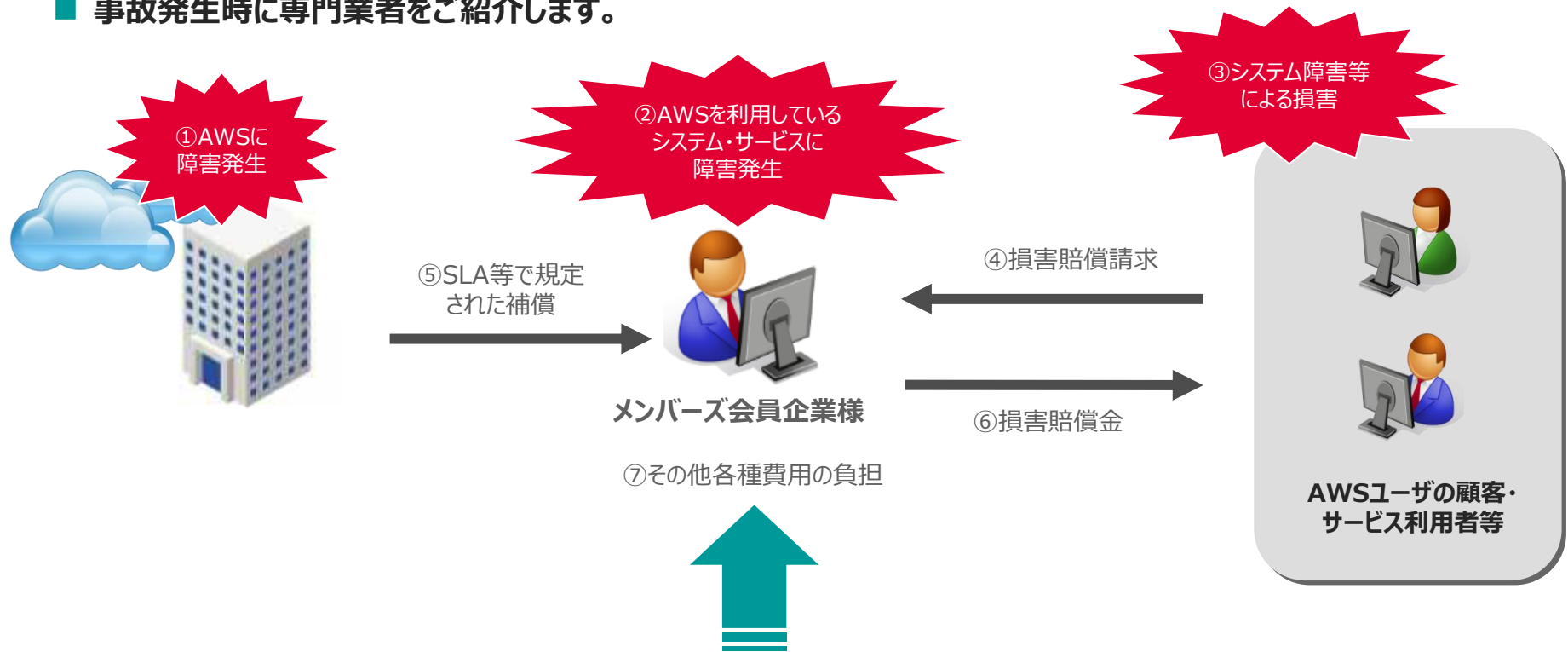


AWSの障害に起因して一定期間内に生じた危機管理対応費用、訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

AWSを利用しているシステム・ソフトウェアに不正アクセス等が発生した際に、対応に要した原因調査費用や再発防止コンサルティング費用等を補償します。

クラウド保険の概要

- AWSに障害が発生した際、メンバーズ会員様（貴社）が被る各種損害を補償します。
- 事故発生時に専門業者をご紹介します。



『AWSユーザー向けクラウドトータルアシスト』によるサポート

- ・損害の補償（⑥⑦の損害を保険でカバー）
- ・専門業者紹介サービス※
（セキュリティ会社、コールセンター会社、弁護士事務所、広報対応会社等を紹介）



東京海上日動

クラウド保険の概要

保険

AWSの障害または停止に起因して発生した各種損害に対し保険金をお支払いします。

【賠償責任保険に関する補償】

損害賠償金・
弁護士費用

AWSの障害に起因して発生した損害によって 第三者から損害賠償を受けた際の損害賠償金や、
弁護士費用等を補償します。

【サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償】

コンピューターシステム
復旧費用

AWSの障害により、消失または損壊したデータを復元する費用を補償します。

情報漏えい時の
各種対応費用

AWSの障害に起因して発生した情報漏えいに対して、支払う各種費用を補償します。
(お見舞いやコールセンター設置費用、超過人件費等)

原因調査費用

AWSの障害に起因して発生した損害の原因調査費用や再発防止コンサルティング費用等を補償します。

詳細内容については後述をご確認ください。

専門事業者紹介サービス

東京海上日動のネットワークを活用し、事故発生時にセキュリティ事業者や
弁護士事務所等の専門事業者を紹介します。

緊急時初動対応/
調査・応急対応支援
※情報漏えい時

事故発生時に初動対応のアドバイスを行います。
また、必要に応じて原因究明・影響範囲調査・復旧対応・
再発防止検討等の支援（駆け付け等を含む）を行います

緊急時広報支援

被害者への謝罪・関係機関への報告・対外広報文書や
ニュースリリースなど報道発表資料等の作成をアドバイス
いたします。また、メディアに対する緊急記者会見が必要な
場合は、その実施をサポートいたします。

コールセンター
設置支援

インシデント発生時のコールセンター設置にあたり、
オペレーションマニュアル、基本コールスクリプト、FAQの
作成等を支援いたします。

弁護士相談

法律相談に対応いたします。

- ・ご紹介する事業者と必ずご契約いただけることを保証するものではありません。
- ・ご紹介する事業者とのご契約は、お客様ご自身にて直接お打合せの上、お客様ご自身のご判断でご締結いただくこととなります。弊社では、交渉の代行等を行いません。
- ・ご紹介する事業者との間でサービス委託料等が発生した場合は、全額お客様ご自身の負担となります。

支払限度額

賠償責任部分

1,000万円

損害賠償金

弁護士費用

サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償部分
(含むサイバー攻撃に関する補償)

1,000万円

コンピューター
システム
復元費用

情報漏えい
お見舞金

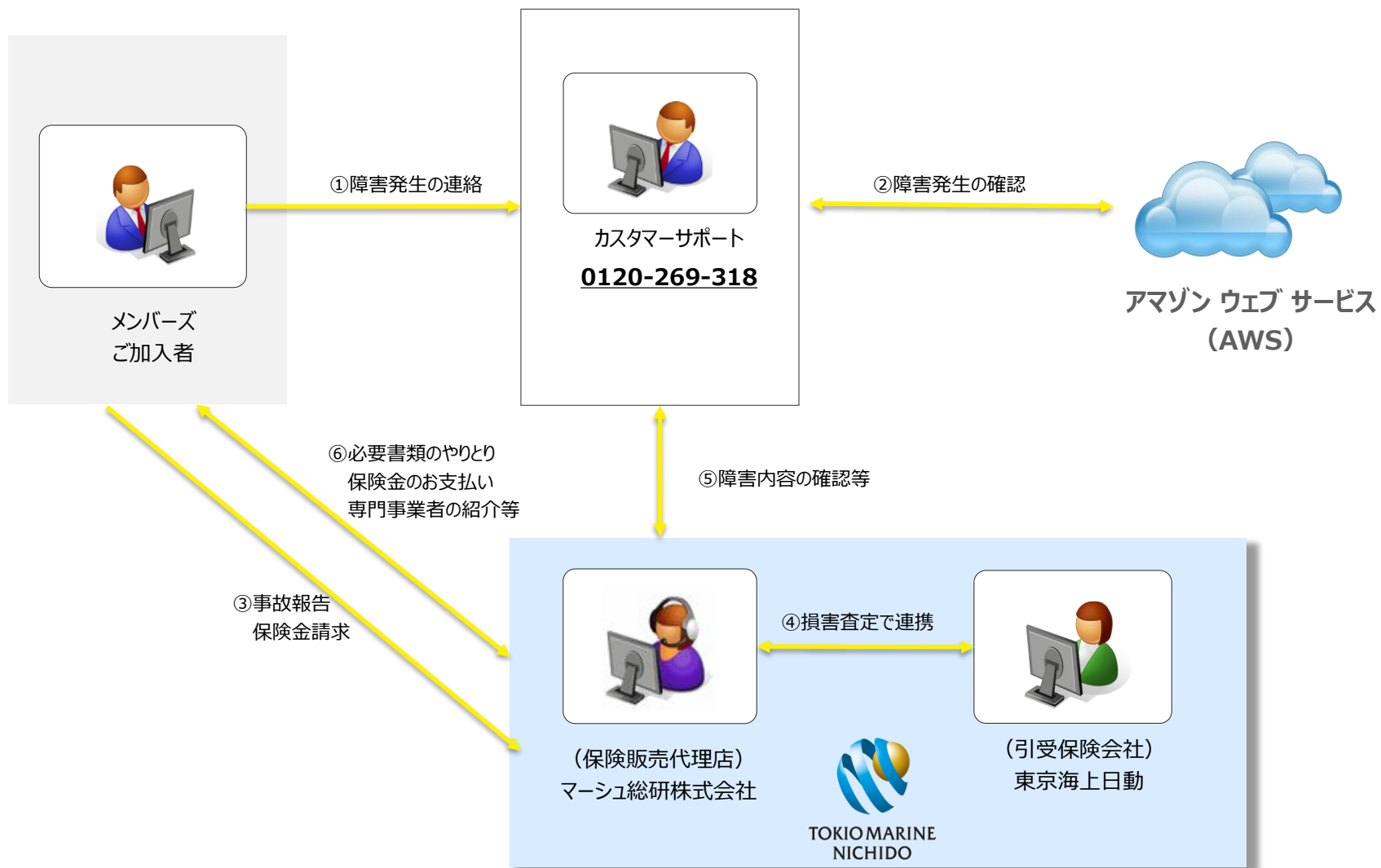
再発防止
コンサル費用

いずれも1事故/期間中の限度額となります。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額（保険期間中）が限度となります。また、本保険全体の総支払限度額（証券総支払限度額）は1億円となります。当該1億円を超えた場合には、ユーザー様への告知なく本制度は終了となります点、あらかじめご了承ください。

障害発生時の対応

■ 損害発生時は以下のフローで対応することを想定しております。



詳細内容

保険期間

2024年3月1日～2025年3月1日

※保険期間中にメンバーズに加入した企業は、加入日から記名被保険者（＝保険の対象者）となります。

被保険者の範囲

- ① 記名被保険者（メンバーズ加入企業）
※ただし、海外所在法人は除きます。
- ② 記名被保険者の役員または使用人（①の業務に関する場合に限りです。）

商品構成

	補償の種類	主な補償内容
賠償責任保険普通保険約款 + 情報通信技術特別約款	(1) IT業務条項、ITユーザー条項（基本補償）	損害賠償金
		争訟費用 等
	(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（全件付帯）	事故対応費用
		訴訟対応費用

保険金をお支払いする場合

AWSの障害または停止（注1）、その他AWSに生じた急激かつ不測の事由に起因して発生した次のいずれかの事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します（注2）。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。**（AWSの障害に起因して発生した損害に限定されます点ご注意ください。）**

- ①他人の事業の休止または阻害
- ②他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損
- ③情報の漏えいまたはそのおそれ（紙または磁気ディスク等の紛失、盗取、詐取や記名被保険者の使用人による持ち出し等によるものを含み、これらについては I T ユーザー行為に起因するかどうかは問いません。）
- ④人格権侵害 ⑤著作権の侵害 ⑥その他の不測の事由

（注1） AWSの障害に起因していることを証明していただくため、社内報告書等をご提出していただく必要がございます。

（注2） 日本国外で発生した他人の損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

支払限度額等

1請求／保険期間中 1,000万円、免責金額なし

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額（保険期間中）が限度となります。
証券総支払限度額は1億円となります。

サイバーセキュリティ事故に関する補償（含むサイバー攻撃に関する補償）

保険金をお支払いする場合

AWSの①障害または停止、②AWSに対する不正アクセス等（以下、「セキュリティ事故」といいます。）に起因して事故対応期間(注1)内に生じた危機管理対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

不正アクセス等とは

記名被保険者が使用または管理するネットワークに対して、正当な使用権限を有さない者によって行われる次の行為をいいます。

ただし、AWSに対して行われた行為に起因して発生した損害に限ります（注2）。

- ア. 他者のID・パスワード等を使用して他者になりすまし、または権限者が設定したファイアウォールを通過することにより、不正にアクセスする行為
- イ. 大量のデータを送りつけるDoS攻撃
- ウ. 不正なプログラムの送付またはインストール
- エ. ネットワーク上で管理されるデータベースにSQL文を注入し、データベースを改ざんまたは不正に情報を入手するSQLインジェクション
- オ. その他アからエまでに類似の行為

（注1） 被保険者がセキュリティ事故を発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。

（注2） AWSの障害に起因していることを証明していただくため、社内報告書等をご提出していただく必要がございます。

※ 被保険者がセキュリティ事故を発見した場合には、保険契約者または被保険者は、すみやかにその詳細を弊社に書面で通知しなければなりません。正当な理由がないにもかかわらず、保険契約者または被保険者が通知を怠った場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

サイバーセキュリティ事故に関する補償（含むサイバー攻撃に関する補償）

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

次の費用のうち、セキュリティ事故に対応するために直接必要なものをいいます。ただし、その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限り、ます。

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
① 不正アクセス等対応費用	次の費用をいいます。ただし、不正アクセス等のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果として不正アクセス等が生じていなかった場合は、その不正アクセス等のおそれが外部通報によって発見されていたときに支出する費用に限り、ます。 ア. ネットワーク遮断費用 不正アクセス等またはそのおそれが発見されたことにより、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. 不正アクセス等有無確認費用（*1） 不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用。ただし、上記ただし書きに該当する場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限り、ます。	100%	1 事故・保険期間中 1,000万円	1 事故・保険期間中 1,000万円
② 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
③ 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限り、ます。 ア. 弁護士費用 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。） イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用 ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）			
④ コンピューターシステム等復旧費用（*2）	セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用または不正アクセス等により改ざんされたウェブサイトの復旧費用をいいます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限り、ます。 なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。	100%	500万円	

（*1）対象クラウドの障害または停止に起因して発生した損害については、不正アクセス等有無確認費用は対象外となります。

サイバーセキュリティ事故に関する補償（含むサイバー攻撃に関する補償）

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等(続き)

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
⑤ その他事故対応費用 (*2)	<p>次のアからケの費用をいいます。ただし、①～④、⑥・⑦の費用を除きます。 また、オ、キおよびケ（エ）については、弊社の書面による同意を得て支出するものに限りま</p> <p>ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費</p> <p>ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用</p> <p>エ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。</p>	100%	-	1 事故・保険期間中 1,000万円
	<p>オ. 情報漏えい見舞費用 公表等の措置により情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用</p> <p>(ア) 見舞金</p> <p>(イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用</p> <p>(ウ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま</p>	100%	被害者 1 名につき 1,000円	
	<p>カ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま</p> <p>ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りま</p>	100%	被害法人 1 社につき 5 万円	

(*2) 対象クラウドに対する不正アクセス等に起因して発生した損害については、データ復旧費用、その他事故対応費用、再発防止費用、訴訟対応費用は対象外となります。

サイバーセキュリティ事故に関する補償（含むサイバー攻撃に関する補償）

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等(続き)

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
⑤ その他事故対応費用 (*2)	キ. クレジット情報モニタリング費用 クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ク. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。） (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用	100%	-	1 事故・保険期間中 1,000万円
⑥ 再発防止費用 (*2)	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、相談費用を除きます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限ります。	90%	1 事故・保険期間中： 1,000万円	
⑦ 訴訟対応費用 (*2)	次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1 請求・保険期間中 1,000万円	

(*2) 対象クラウドに対する不正アクセス等に起因して発生した損害については、コンピューターシステム復旧費用、その他事故対応費用、再発防止費用、訴訟対応費用は対象外となります。

※ 詳細は、保険約款にてご確認ください。

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等(続き)

サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項の不正アクセス等対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用につき、セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が、以下公表等の措置により客観的に明らかになった場合に限り、保険金をお支払いいたします。

- ① 公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限ります。）
- ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
- ③ 被害者または被害法人に対する詫言状の送付

※ 個々の費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用いたしません。

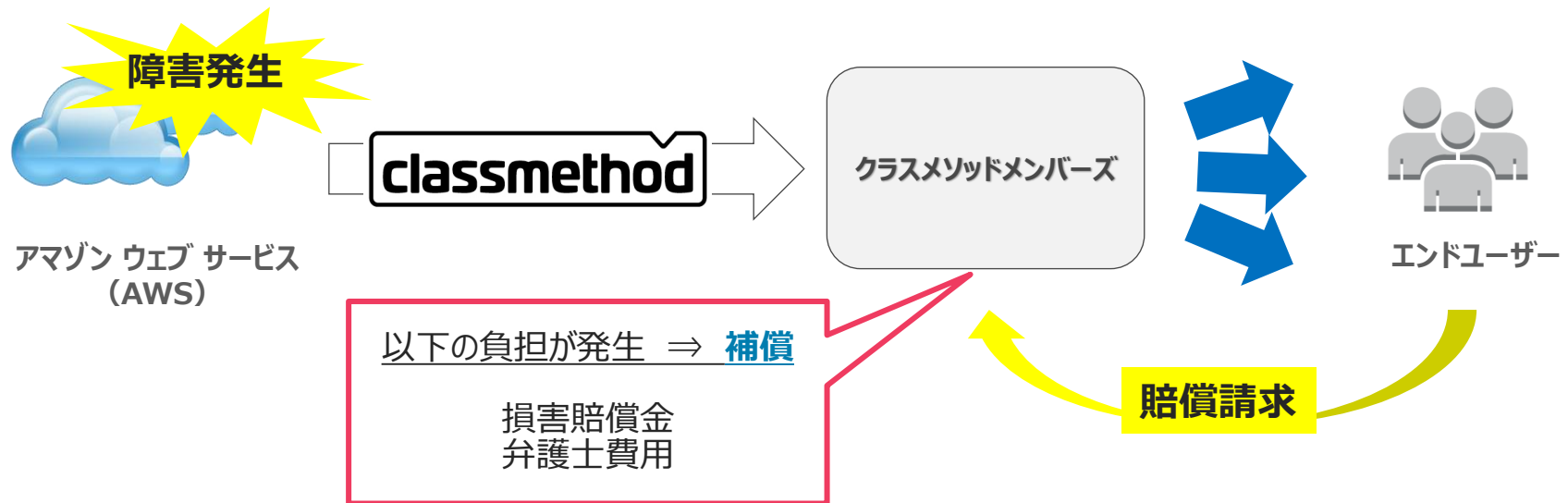
※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、賠償責任部分で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。

※ 詳細は、保険約款でご確認ください。

想定事故例（損害賠償責任に関する補償）

AWSの障害に起因して発生した損害について、被保険者であるメンバーズ加入企業が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

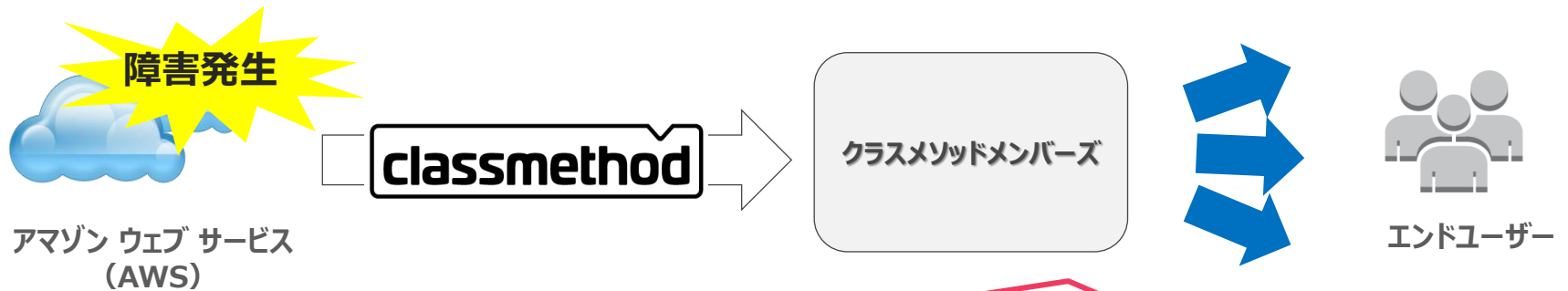
例：AWSに障害が発生。メンバーズ加入企業がAWS上に構築していたWebサービスが停止してしまった。この結果、エンドユーザーのビジネスも停止させてしまい、エンドユーザーが臨時で対応した各種費用についてメンバーズ加入企業が損害賠償請求を受けた。



想定事故例（サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償）

AWSの障害に起因して一定期間内に生じた危機管理対応費用、訴訟対応費用を被保険者であるメンバーズ加入企業が負担することによって被る損害を補償します

例：AWSに障害が発生。メンバーズ加入企業のAWS上のサービスに保存されていた、エンドユーザーの情報漏洩が生じた。その際、復旧を行うためメンバーズ加入企業従業員が、通常の業務以上の対応を行ったことにより発生した超過人権費が発生した。また、合わせてコールセンター設置したことにより臨時の費用が発生した。



以下の負担が発生 ⇒ 補償



原因調査費



情報漏えいお見舞金



超過人件費



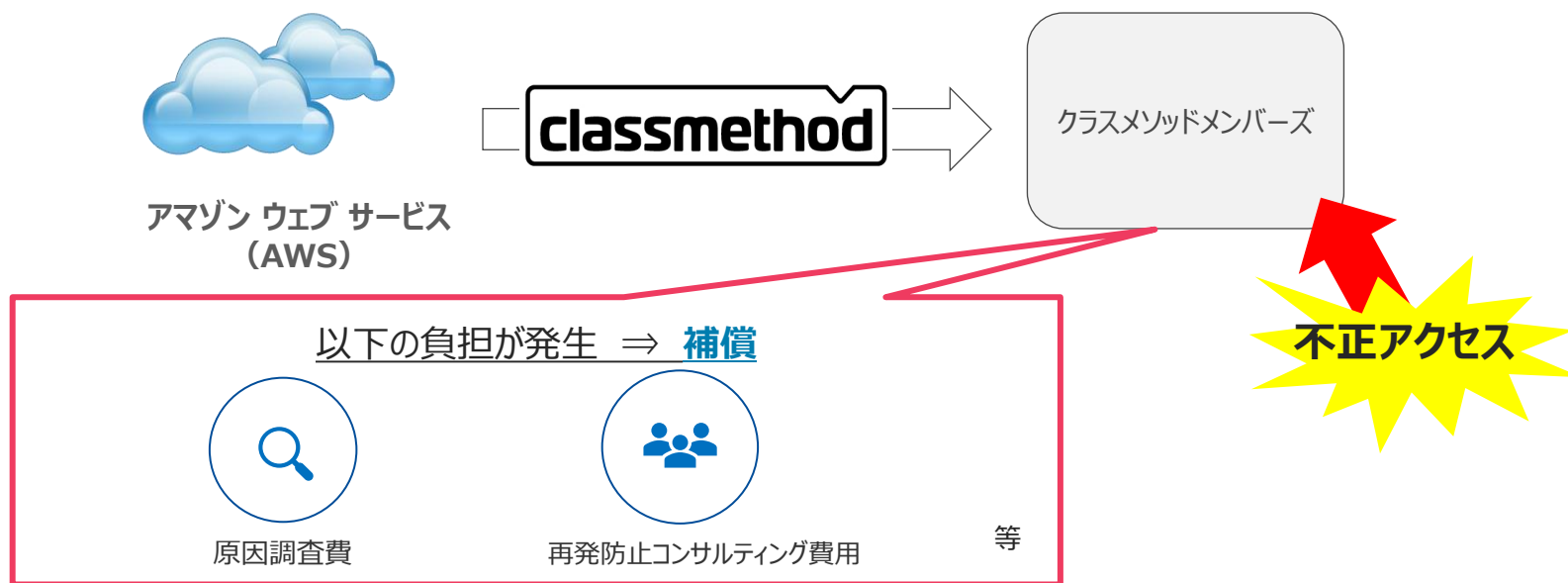
コールセンター設置費用

等

想定事故例（サイバー攻撃に関する補償）

メンバーズ加入企業がAWS上で利用しているシステム等に対し、不正アクセスが発生した際、対応に要した原因調査費用や再発防止コンサルティング費用等を補償します。

例：AWSを利用しているメンバーズのシステムに不正アクセスが発生。システムが停止してしまった。原因調査や対策・再発防止のための外部コンサルティングを行った結果、メンバーズ加入企業がそれらの費用を負担することとなった。



保険金をお支払いしない主な場合

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。また、以下の記載は、IT業務条項不担保特約条項がセットされていることを前提としています。

詳細は、保険約款（含む修正特約条項）でご確認ください。

【共通】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、労働争議
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 等

【ITユーザー条項・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 共通】

- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・人工衛星またはこれに搭載された無線設備等の機器の損壊または機能障害
- ・業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし
- ・ネットワークを構成する機器・設備、プログラムまたはソフトウェアの耐用年数を超えた使用
- ・所定の期日までに記名被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故によるネットワークの損壊または機能停止
- ・被保険者の支払不能または破産
- ・特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害を除きます。
- ・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動
- ・被保険者が第三者に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた請求

お支払いの対象とならない主な場合(続き)

- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
 - ・被保険者が支出したかどうかにかかわらず、業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
 - ・IT業務の遂行
- 等

【IT業務条項・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約 共通】

- ・IT業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
 - ・販売分析、販売予測または財務分析の過誤
 - ・所定の期日までにIT業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故によるネットワークの損壊または機能停止
 - ・IT業務のうちソフトウェア開発またはプログラム作成の業務について、その業務の結果を引き渡す前に、または引渡し後1か月を経過する時まで（*1）、被保険者に対して請求がなされた場合または請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
 - ・被保険者が支出したかどうかにかかわらず、IT業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。以下同様とします。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- 等

【サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項】

- ・被保険者相互間における損害賠償請求

【修正特約条項（クラウドサービス用）】

第3条（保険金を支払わない場合）

サイバー特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、当社は、次の費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① セキュリティ事故のAについては、不正アクセス等対応費用のイ
- ② セキュリティ事故のイについては、データ復旧費用、その他事故対応費用、再発防止費用および訴訟対応費用

用語の意味

このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

ITユーザー行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア. ネットワーク（他人に使用させる目的のものを除きます。）の所有、使用または管理 イ. アのネットワーク上におけるプログラムまたはデータ（他人のために製造・販売したものを除きます。）の提供（記名被保険者が所有、使用または管理するネットワークで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）
ネットワーク	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備（端末装置等の周辺機器および通信回線を含みます。以下同様とします。）を含みます。
不正アクセス等	記名被保険者が使用または管理するネットワークに対して、正当な使用権限を有さない者によって行われる次の行為をいいます。 ア. 他者のID・パスワード等を使用して他者になりすまし、または権限者が設定したファイアウォールを通過することにより、不正にアクセスする行為 イ. 大量のデータを送りつけるDoS攻撃 ウ. 不正なプログラムの送付またはインストール エ. ネットワーク上で管理されるデータベースにSQL文を注入し、データベースを改ざんまたは不正に情報を入手するSQLインジェクション オ. その他アからエまでに類似の行為
DoS攻撃	ネットワークに不正なデータを大量に送りつける等の手段によりなされる攻撃をいいます。
事故対応期間	被保険者がセキュリティ事故（セキュリティ事故の定義については、P.24の「セキュリティ事故とは」をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	個人情報または法人情報の漏えいをいいます。
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。）。 イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと。
人格権侵害	被保険者によって行われた文書または図画等による表示に起因して発生した他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。
IT機器等	被保険者が所有、使用または管理する次に掲げるものをいい、データセンターおよびクラウドサービスプロバイダが提供するクラウドサービスを含むものとします。 ア. 交換機、中継装置、電送装置等の通信機器 イ. 電子計算機、パーソナルコンピュータ（ハードウェアのほか端末装置その他の周辺機器を含みます。） ウ. ソフトウェアまたはコンピュータプログラム（プログラム、アプリケーションソフトウェア、オペレーティングシステム等名称を問いません。） エ. 演算、判断処理または記憶等を行う集積回路および記憶装置（超小型演算処理装置（MPU）、中央演算処理装置（CPU）、各種集積回路（IC）、大規模集積回路（LSI）、超大規模集積回路（VLSI）、マイクロチップ、半導体メモリー等を含みます。） オ. アからエまでのいずれかのものが組み込まれ、または構成部品等として使用された機械、装置、機器、器具、用品、用具またはシステム カ. アからエまでのいずれかのものによって制御または監視された機械、装置、機器、器具、用品、用具またはシステム キ. 通信または放送のための回線設備

【お問い合わせ先・引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社 ライフデザイン部 ICT・PF室
〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1

Tel : 03-5223-3585

Fax : 03-3215-5648